

令和 7 年度第 7 回 京都府最低賃金専門部会

議 事 録

令和 7 年 8 月 1 9 日（火）

午前 8 時 30 分～11 時 15 分

京 都 労 働 局 6 階 会 議 室

京 都 労 働 局

京都地方最低賃金審議会

京都地方最低賃金審議会

令和7年度 第7回 京都府最低賃金専門部会

令和7年8月19日（火） 午前8時30分～11時15分

（京都労働局 6階会議室）

●労側委員、■使側委員、○公益、事務局

【全体審議】

○櫻井部会長

それでは、ただいまから第7回京都府最低賃金専門部会を開催します。出席状況の報告をお願いいたします。

○川部賃金室長

おはようございます。よろしくお願いいたします。本日の出席状況についてご報告いたします。

公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名、計8名の出席につき、本日の専門部会は有効に成立しております。

また、本日の議事は非公開ですが、議事録は作成するため、議事録署名人を決めていただくようお願いいたします。

○櫻井部会長

本専門部会が成立していることを確認しました。

議事録署名人については、双方どちらの方にもお願いできますでしょうか。

はい、ありがとうございます。労働者側は大西稔委員、使用者側は石垣委員によろしくお願いいたします。

では、議事に入ります前に、都道府県の状況を事務局からご報告いただきたいと思います。

○川部賃金室長

各県の結審の情報について、昨日の報告以降、追加で届いたものをお伝えいたします。順番にすべてBランクです。

富山が目安＋1円の64円で発行日は令和7年10月12日、広島が目安＋2円の65円で発効日は令和7年11月1日の指定日発効、茨城が目安＋6円の69円で発効日は令和7年10月12日、島根は目安＋8円で発効日は令和7年11月17日の指定日発効となります。改正後の額などは、また後ほど皆さんにご連絡いたします。審議

の関係で簡単にさせていただきます。以上です。

■沼田委員

すみません。もう1度頭から言ってもらえませんか。

○川部賃金室長

富山は目安＋1円で発効日は令和7年10月12日で、広島が目安＋2円で発効日は令和7年11月1日、茨城が目安＋6円で発効日は令和7年10月12日、島根が目安＋8円で発効日は令和7年11月17日になりました。

○櫻井部会長

進めてよろしいですか。

それでは京都府最低賃金改正の審議に入ります。

昨日の公使協議が公益案の説明で時間切れになってしまいましたので、本日は公使協議のところから再開をし、その後公労協議に移りたいと考えております。

よろしいですか。

●■○各側委員

(意見等なし。)

○櫻井部会長

はい。では、ただいまから専門部会は休会いたしまして、個別協議を行ないます。事務局からご案内お願いいたします。

○川部賃金室長

では、本日の個別協議ですが、この小会議室で公使協議を行いますので、その間、申し訳ありませんが、労側委員の皆さんは大会議室の方に移動して待機をお願いしたいと思います。

今から、事務局の案内に基づいて大会議室へご移動お願いいたします。しばらくお待ちください。

■深沢委員

公使協議の前に使用者側だけで、打ち合わせの時間が欲しいのですけれど。

○川部賃金室長

はい、了解いたしました。そうしたら我々も席を外します。

■石垣委員

(打ち合わせの時間は) 15 分ぐらいですね。

○櫻井部会長

15 分ぐらいですね。はい、またお声がけください。ではお願いします。

【個別協議】

【全体審議】

○櫻井部会長

本日も、公使協議において使用者側のご意見をお聞きしたのち、労使双方に再度意見調整をさせていただいた結果、歩み寄りいただき、引上げ額は目安＋1 円となる 64 円、発効日については令和 7 年 11 月 21 日とすることで確認させていただきますが、よろしかったでしょうか。

ご意見はございませんか。

■石垣委員

お示しいただいた公益案は、政府方針や目安答申に基づいて検討されたものと思いますが、そもそも目安額の根拠がない点は問題と考えています。

引上げ額が 64 円になることをふまえ、付帯決議の内容については再検討し、修正させていただきたいと思います。

■沼田委員

付帯決議の項目 5 の政府方針に基づく目安を上回る場合の支援策については、詳細な支援内容の早期提示とそれを必ず実行することを求める内容とすべきと思っています。

付帯決議の修正については、提出期限など今後のスケジュールについて事務局から示していただきたいです。

○小笠原労働基準部長

付帯決議の修正については、各委員からの修正内容を今週末 8 月 22 日までに事務局までメールで提出いただき、修正を反映した付帯決議を週明け 8 月 25 日に各委員に送付し、確認いただいた上で再度ご返信いただくようお願いします。

次回専門部会までに、事務局と各委員で 2 往復して確認させていただき、次回専門部会でご確認いただきたいと思います。

○櫻井部会長

あと、ご意見はございませんでしょうか。

●■○各側委員

(意見等なし。)

○櫻井部会長

そうしましたら、以上で本日の専門部会を終了させていただきます。どうも長時間のご審議ありがとうございました。次回は8月27日(水)午前8時30分ということでお願いいたします。

本日は大変ありがとうございました。